

事務連絡
令和2年4月16日

各区市福祉事務所長
西多摩福祉事務所長
各支庁長

殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

4月18日（土曜日）及び4月19日（日曜日）に実施する
一時宿泊施設提供終了後の取扱いについて

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

「4月11日（土曜日）及び4月12日（日曜日）に実施する一時宿泊施設提供終了後の取扱いについて」（令和2年4月10日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）により御連絡しましたが、東京都では、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の窓口で、同事業の対象外ではありますが、4月11日（土曜日）及び12日（日曜日）の両日に、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方で、生活保護又は生活困窮者自立支援制度の対象と考えられる方に対し、一時的に宿泊施設を提供する対応を行いました。

この度、4月18日（土曜日）及び19日（日曜日）に限り、再度上記の対応を行うこととなりました。

つきましては、本来であれば、区市の生活保護及び生活困窮者自立支援制度の窓口により対応する方であるので、一時宿泊施設提供終了後の4月20日（月曜日）に、相談の前夜に宿泊していたインターネットカフェ等の所在する区市の窓口を紹介させていただくことについて、御理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 区市の窓口の紹介について

住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYOチャレンジネット）の相談時に、利用者に対し、前夜の宿泊地、宿泊に困窮している状況、氏名、電話番号等を確認し、4月20日（月曜日）の午前中に、利用者に係る前夜宿泊地（ホテル所在地ではなくネットカフェ等所在地）の区市に対し、東京都を通じ必要な情報を伝達するとともに、利用者に対し、当該区市の窓口を紹介する。

（担当）

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当

箕・今関

電話：03-5320-4064

事務連絡
令和2年4月16日

各区市福祉事務所長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(宿泊場所の確保等について)(緊急宿泊所利用票の記載変更)

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(宿泊場所の確保等について)(令和2年4月10日(他)付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡)により、緊急一時宿泊場所の利用方法等を御連絡しましたが、下記のとおり「緊急宿泊所利用票」の記載の一部を変更しますので、御確認をお願いします。

記

1 緊急宿泊所利用票(改)について
別紙のとおり

2 変更箇所及び理由

(1)「新規・2回目以降」欄の追加

緊急一時宿泊場所担当者その他関係者が利用者が新規か再来か確認できるようにするため

(2)「チェックアウト日」欄の追加

利用者その他関係者にチェックアウト日を明確に伝えるため

3 その他

変更前の様式(用紙)で、現に残存するものは、上記の変更を加えて(内容がわかるよう加筆して)使用して差し支えありません。

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部
保護課保護担当

箕・今関

電話：03-5320-4064

<記入例>

担当窓口に○をしてください。

利用回数に○をしてください。

利用番号 001

発行枚数の管理等のため、利用番号を通番で付番するなどの対応が可能であれば、番号を記入してください。

生活保護 生活困窮者自立支援

新規 2回目以降

緊急宿泊所利用票

利用予定宿泊所	東京都ホテル
利用予定者氏名 <small>(2人以上世帯は、世帯全員の氏名を記載)</small>	東京 太郎
利用予定期間	令和2年 4月 13日 から 同 年 5月 6日 まで <small>(同 年 5月 7日チェックアウト)</small>
担当福祉事務所	〇〇〇〇〇〇福祉事務所 担当者 都庁 花子 連絡先 03-5320-XXXX

<発行>

令和2年4月13日

福祉事務所長印等の公印又は担当課長の印等担当福祉事務所発行のものとわかるよう押印してください。

〇〇〇〇〇〇福祉事務所

印

《課長印等の場合》

〇〇〇〇福祉事務所 生活保護課長 都庁 太郎 印

生活保護・生活困窮者自立支援

新規・2回目以降

緊急宿泊所利用票

利用予定宿泊所	
利用予定者氏名	
利用予定期間	令和2年 月 日 から 同 年 月 日 まで (同 年 月 日チェックアウト)
担当福祉事務所	福祉事務所 担当者 連絡先

<発行>

令和2年 月 日

印

<利用票の送付先>

- 1 空室状況等の確認を行い、利用可能である場合は、当該緊急一時宿泊場所にメールにて本利用票(写し)を送付し、事前連絡を行う。
- 2 TOKYOチャレンジネットサポートセンターへ本利用票(写し)をメールにて送付し、利用状況報告を行う。
- 3 利用者に本利用票(原本)を渡し、利用予定の緊急一時宿泊場所に提出するよう伝える。